**1号新任教育資料⑨－盗撮と事情聴取の方法**

**1.盗撮・覗きを規制する法律**

盗撮・覗きの三パターン

①売場で女性客や女子従業員の姿 ・顔 ・ 脚 を 写真に撮る。

②売場で女性客や女子従業員のスカートの中をのぞく・ 写真に撮る。

③試着室や女子トイレで中に居る女性客をのぞく ・ 写真に撮る。

**ａ.軽犯罪法**

「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者は拘留・科料に処す。」( 軽犯罪法第1条23号 )

※刑罰→拘留：1日～30日未満の拘置 ( 刑法16条 )

科料：千円～1万円未満 ( 刑法17条 )

**ｂ.迷惑防止条例**

 「2. 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、

 人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、

次に掲げる行為をしてはならない。

 (1)人の身体に、直接又は衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から触れること。

 (2)衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

 (3)前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

 3.何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室

その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる場所における

 当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。

 罰則は6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。』

**2.法律で規制されている盗撮・覗きとは**

**ａ.軽犯罪法の禁止する のぞき ・盗撮**

 イ.正当な理由がないのに

 ロ.人が通常衣服をつけないでいるような場所を

 ハ.ひそかに

 ニ.のぞき見た

 「 イ.正当な理由がないのに 」は 当然のこと。

 「 ロ.人が通常衣服をつけないでいるような場所 」に限定しているので、

 「 エスカレーターの上にいる女性のスカートの中をのぞく ・ 撮影すること 」

 は入らない。

 「ハ.ひそかに 」 というのは、「自然に見えてしまった場合を除く 」 という意味で、堂々とのぞいても「 ひそかに 」 に該る。

 「ニ. のぞき見た 」 とは

「 カメラで撮影する」 ・ 「 望遠鏡で見る 」 も含まれると解釈されている。

 注意しなければならないのは「 ‥場所を‥ のぞき見た 」 としている点。

 そのような場所を のぞいた・写真に撮った だけで、犯罪が成立する。

 そのような場所の中に 「 人がいるかいないか」 は問題にならない。

 上の “ のぞき ・ 盗撮 の三パターン ” のうち、

③試着室や女子トイレで中に居る女性客をのぞく ・ 写真に撮る

**ｂ. 迷惑防止条例の禁止する のぞき ・ 盗撮**

 ・公共の場所で、

 ・人の衣服の下にある身体を、のぞく・撮影する。

 ・それをのぞこう・撮影しようとして、かがむ・ 手鏡やカメラを差し入れる。

 ・トイレ・更衣室など人が衣服をずらせる場所の中に居る人を、のぞく・撮影する。

 ・その人を のぞこうとして撮影しようとして、

かがむ・ 顔を出す ・手鏡やカメラを差し入れる。

 上の三パターンのうち ②と③が対象になる。

**ｃ.「売場で女性客や女子従業員の 姿 ・顔 ・脚 を 写真に撮る」のは犯罪ではない**

.

・「公開されているもの」 を見たり撮影したりしても犯罪ではない

「衣服で隠している体の部分」を見たり写真に撮ったりするのは迷惑防止条例が禁止している犯罪。

 しかし、「衣服から出ている体の部分」や「姿全体」を見たり写真に撮ったりするのは

犯罪ではない。

 タンクトップから出ている肩や胸の谷間、ローライズから出ている下着や尻、

ミニスカートから出ている太股などを見たり写真に撮ったりしても犯罪にならない。

 もちろん、相手に付きまとったり、相手が恥ずかしがったり、不安を感じたりするような方法で見たり写真に撮ったりすれば、

 迷惑防止条例の “ つきまとい ” や “ 卑わいな言動 ” になる。

 しかし、そのような方法でない限り犯罪にはならない。』

 犯罪にならないのは、その人が公開しているから。

**ｄ.肖像権侵害にはならない**

**・肖像権**

肖像権とは 「 自分の姿・形を、勝手に公開されない権利」

 この権利は法律に規定されていないが、

一般的に認められているし裁判所も認めている。

 憲法は「国民が個人として尊重されること」・「 国民の自由・幸福追及の権利は尊重されること」を保証している。( 憲法13条 ) 。

この憲法の趣旨から、「個人の私生活を暴かれない」という権利 ( プライバシー権 ) が認められている。

“ 個人の姿・形 ” は個人の私生活に関するもので、

それを公開されることは、私生活を暴かれることになる。

 肖像権はプライバシー権の一つ。

**・肖像権はまだ侵害されていない**

 この肖像権が侵害されるとは「 その肖像が一般に公開された場合 」。

 写真を撮られただけで、その写真が公開されていない段階では肖像権侵害はない。

**ｅ.肖像権侵害に対する正当防衛は可能**

正当防衛とは「他人や自分に“不正な侵害”が迫ってくるときに、やむを得ない限度で、これを押し返す」こと ( 刑法第36条 ) 。

 正当防衛であれば、

相手を押し返したことによって相手の権利が侵害されても犯罪とならない。

 その人の許可を得ないでその人の写真を撮っても、

まだその人の肖像権は侵害されていない。

 撮影者がその写真を他人に見せたときに侵害が発生する。

 写真を撮られたときは、「その人に肖像権侵害が迫ってくる」段階。

 そして、このままにしておけば撮影者はどこかへ行ってしまう。

 今、なんとかしなければ肖像権が侵害されることになる。

 つまり 「 写真を撮られた者に不正な侵害が迫ってくる」 状態。

 だから、肖像権侵害に対する正当防衛ができる。

**ｆ.何ができるのか？**

「肖像権侵害が起こらないようにする」ことだから、

「撮った写真を他人に見せたり公開させたりしない」こと。

 一番手っとり早いのが、「撮った写真を廃棄させること 」。

「 撮った写真を廃棄させること」 は 撮影者の権利を侵害することになるが、

正当防衛行為なので違法行為にはならない。

具体的には次のように対処する。

 まず、写真を撮られた相手に 「 写真を撮ることに同意していたかどうか」 を確認。

 相手が撮影に同意していた場合は肖像権侵害など問題にならない。

 この確認をしないで、撮影者を呼び止めたら『 おれを盗撮犯扱いした 』 というクレームや人権侵害に発展してしまう。

次に、「同意がないこと 」 を確認したら、

写真を撮られた相手を伴って撮影者にこう言いう。

『すいません…。 今、この方の姿を写真に撮られましたよね？

この方は「同意をした覚えはない。」と言っておられます。

 その写真が一般に出回ると、この方の肖像権が侵害されてしまいます。

 だから、今 あなたが撮ったこの方の写真を、この場で削除してもらいませんか？』

 もし、撮影者が『写真を撮るのは俺の自由だ。そんなことを命令されるいわれはない！』と開き直ったら、

『それなら警察官にここに来てもらって、その点を充分に説明してもらいましょう。』と 110番するふりをすればよい。

**ｇ.店内ルールで対処するのが一番よい**

店には店内ルールがある。これは店の施設管理権の行使。

店内ルールに「店内での撮影・模写はご遠慮ください。」というものがある。

これは、他の客のプライバシーを護るためのもの。

 たとえば、客が何気なく売場の写真を撮った。

 その写真に「 隣家の旦那と見知らぬ女性が手をつないでいるところ」が写っていた。

 そうなったら二人の私生活が公にされる危険が生じる。

 この「 店内撮影禁止 」 で “ お願いする ” のがよい。

 具体的には、カメラをのぞいている者・ 写真を撮っている者にこう言う。

 『他のお客様のプライバシーを護るために

一般の方が店内で写真を撮ることをご遠慮願っています。

 店内の写真を撮る場合は店の許可が必要で、

許可を得た方にはその旨の腕章をして頂いています。

 撮影許可腕章をしてみえませんが、許可を得て頂いたのなら腕章をしてください。

 まだ、店の許可を得ていないのなら、

まず事務所の方で撮影許可と許可腕章をもらってください。』

 撮影許可腕章をつけていない者に許可腕章を付けるように注意したり、許可があるかどうか尋ねたりするのは警備員として当然のこと。

 撮影者が実際に写真を撮ったかどうかは関係ない。

写真を撮ろうとしている者にも尋ねることができる。

 写真を撮っているふりを楽しんでいても、写真をまだ撮っていなくても、

撮った写真が上手く写っていなくても、相手からクレームがつくことはない。

 盗撮犯に対しては、この店内ルールによるお願いがよく効く。

 二回くらいお願いすれば、もう来なくなる。

 彼らはとてもナィーブなのだ。

**3.盗撮犯人を現行犯逮捕した場合の処置**

・保安警備員としての特別の訓練を受けていない警備員は、

現行犯逮捕をしてはならない。

しかし、被害者や一般人が捕まえて警備員に引き渡すときがある。

そのときに処置できなければ警備員としての資質が問われる。

**ａ.捕まえてきた人には警察官がくるまで居てもらう。**

 ・誤認逮捕ならその人の責任。

**ｂ.被害者の確保**

 ・被害者がいなければ犯罪が立証できない。

 ・被害者が確保できていない場合は、

「警察が相手にしてくれないこと」を逮捕者に説明し、

逮捕者から警察に連絡してもらう。

**ｃ.盗撮犯人と警備員自身の安全の確保**

 ・犯人の逃亡を防ぐ。

 犯人が逃亡→自殺→警備室で何があったのか？とスキャンダルになる。

 ・犯人の自殺・自傷を防ぐ

 出口に遠い側に机をはさんで座らせる。

 机の上には自傷・加害の道具になる物は置いておかない。

 任意で持ち物検査をして凶器を持っていないか確認。

 ・あくまでも任意だから「お願い」する。

**ｄ.証拠品の確保**

 **・盗撮した画像を見せるよう強要したり、カメラを取り上げたりすることはできない。**

・刑訴法220条

「 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

 第199条の規定により被疑者を逮捕する場合(通常逮捕)

又は現行犯人を逮捕する場合において

必要があるときは左の処分をすることができる。

 第210条の規定により被疑者を逮捕する場合(緊急逮捕)において

必要があるときも、同様である。

 一.人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り

被疑者の捜索をすること。

 ニ..逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

3. 第1項の処分をするには、令状はこれを必要としない。」

 この規定により、盗撮犯人を現行犯逮捕したのが警察官であれば、

逮捕の現場で盗撮の証拠となる盗撮画像を捜して差し押さえることができる。

だから、カメラを取り上げて(差押)、中の画像を見る(捜索)することができる。

しかし、一般私人(警備員はもとより、犯人を現行犯逮捕した人も)には

この権限がないので何もできない。

犯人のカメラを取り上げれば強盗罪、画像を無理やり見たら強要罪となる。

**・どうするか？**

 うまく“お願い”してみよう。案外、すんなりと渡してくれる。

**ｅ.警察連絡**

 ・警察連絡まで30分←逮捕後30分なら逮捕行為の中に含まれる。

 ・犯人の名前、生年月日、住所は“お願いして”聞いておく。

 警察が犯歴照会をするので必要となる。

 ・警察への通報は逮捕者にしてもらう。

**ｄ.その他**

 ・トイレに行きたいといったら、同行して逃亡を防ぐ。

 ・被害者が許すといっても、絶対に犯人を帰してはならない。

 警備員は当事者ではないが、すでにこの件に関わっているので

警察に入ってもらわないとあとあと問題が生じる。

**4. 実技**

 各グループで役割を決めて、対処を考えさせて演じさせる。

 あとで、全員で検討。講師がまとめる。

 その後、他のグループにもう一度やらせる。

 教育も最終日。新任隊員も親密になってきている。

共同作業をすることで、一体感を育む。

 ①「あの人が自分の顔を写真に撮った。何とかしてくれ。」と来訪者が警備員に要求。

 ・聴講生Ａ：写真を撮られた来訪者

 ・聴講生Ｂ：警備員

 ・講師：写真を撮った男

 ②「施設内で奥さんのスカートの中を撮影した男」を旦那さんが捕まえて、

 『警察に突き出してくれ！』と警備員に要求

 ・聴講生Ａ：奥さん

 ・聴講生Ｂ：怒り狂った旦那さん

 ・聴講生Ｃ：警備員

 ・聴講生Ｄ：電話を受ける警察官

 ・聴講生Ｅ：盗撮犯人